

令和7年第3回玉城町議会定例会会議録（第1号）

- 1 招集年月日 令和7年6月11日（水）
 - 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
 - 3 開 議 令和7年6月11日（水）（午前9時00分）
 - 4 出席議員 （12名）

1 番 坂本 稔記	2 番 南 雅彦	3 番 山口 欣也
4 番 福田 泰生	5 番 渡邊 昌行	6 番 谷口 和也
7 番 井上 容子	8 番 山路 善己	9 番 前川さおり
10 番 中西 友子	12 番 坪井 信義	13 番 小林 豊
 - 5 欠席議員 なし
 - 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一	副 町 長 田間 宏紀	教 育 長 山村 嘉寛
会計管理者 真砂 浩行	総務防災課長 内山 治久	まちづくり推進課長 中川 泰成
保健福祉課長 見並 智俊	税務住民課長 梅前 宏文	建 設 課 長 平生 公一
産業振興課長 里中 和樹	教育事務局長 山下 健一	上下水道課長 上村 和弘
生活環境室長 松田 臣二	病院老健事務局長 竹郷 哲也	介護老人保健施設所長 山口 成人
こども子育て室長 山口 明子	監 査 委 員 大西 栄	
 - 7 職務のため出席した者の職・氏名
議会事務局長 西岡 厚 同 書 記 福井希美枝 同 書 記 若宮 慎朔
 - 8 日 程
- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 報告第 2号 繰越明許費繰越計算書の報告について（玉城町一般会計）
- 報告第 3号 繰越明許費繰越計算書の報告について（玉城町山村振興事業特別会計）
- 報告第 4号 予算繰越計算書の報告について（玉城町下水道事業会計）
- 報告第 5号 度会土地開発公社の経営状況について
- 報告第 6号 例月出納検査の結果報告について
- 第 4. 議案第34号 専決処分承認を求めることについて（町税条例の一部改正について）
- 第 5. 議案第35号 物品購入契約の締結について（リサイクルステーション購入）
- 第 6. 議案第36号 物品購入契約の締結について（玉城町立小中学校学習者用タブレット端末等購入）
- 第 7. 議案第37号 玉城町印鑑条例の一部改正について

- 第 8. 議案第38号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 9. 議案第39号 玉城町手数料徴収条例の一部改正について
- 第10. 議案第40号 玉城町福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 第11. 議案第41号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について
- 第12. 議案第42号 指名競争及び随意契約に関する条例の廃止について
- 第13. 議案第43号 令和7年度玉城町一般会計補正予算（第1号）
- 第14. 議案第44号 令和7年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

（午前9時00分 開会）

◎開会の宣告

○議長（小林 豊） ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しております。

よって、令和7年第3回玉城町議会定例会を開会します。

議員各位におかれましては、会議時間の短縮と円滑な議事運営にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、現在はクールビズ実施期間中ですので、本定例会における上着の脱衣を許可しますので、ご自由にご対応願いたいと思います。

それでは、開会に当たり、町長から定例会招集の挨拶があります。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 令和7年第7回玉城町議会定例会開会に当たり挨拶を申し上げます。

議員の皆さんには平素から町政推進に格別のご支援を賜っておりますことを厚くお礼を申し上げます。

去る6月7日の玉城町のクリーン作戦にも清掃作業に従事をいただきまして、また、町内のボランティアあるいは団体の皆さん、そして企業の皆さんもご参加をいただいて、大変きれいにしていただきました。そして、特に町の皆さん方が一緒になって町をよくしていこうという協働の活動が実践をされているというふうに今、感じておる次第でございます。6月1日の日に開催をされました「元気です たまきまつり」には、スタッフの皆さん合わせまして約1,300の方がご参加をいただきました。

さらに、同日でございましたけれども、町内の若い方々が中心になりまして、昼田の水辺の楽校キャンプ場で、TAMARUSHEというふうなことで移動商店街を開催をいただいて、初めての取組でございましたけれども、キャンプ場に町内外から約3,500の方がご参加をいただきということでございます。

また、先般、三重県内の有名な日本庭園、これをもっと訪日外国人の皆さんをはじめ、多くの方にご理解をいただいて訪ねていただこうと、ガーデンツーリズムというふうな

形で、国交省の登録がありまして、その中に我が町の玄甲舎も登録をされたということ
でございまして、この6月18日には、東京三重テラスのほうでこのガーデンツーリズム
登録のセミナーが開催をされます。これには東京玉城会の方もご出席をいただくという
報告を受けておる次第でございまして、伊勢へのお木曳も行事がスタートをしておるわ
けでございまして、多くの方々にこのすばらしい日本庭園を訪ねながら地域を盛り上げ
ていただきたいと、こんなふうに思っておる次第でございます。

さて、本定例会では、ご案内のとおり、専決処分、契約の締結、条例改正、一般会計
並びに国保会計の補正予算について、ご審議を賜るということをお願いをしておるわけ
でございます。よろしく願いして、開会の挨拶とさせていただきます。

○議長（小林 豊） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小林 豊） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

6番 谷口 和也 議員

7番 井上 容子 議員

の2名を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（小林 豊） 次に、日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から6月23日までの13日間にしたいと思います。これにご
異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 異議なしと認め、本日から6月23日までの13日間を会期とするこ
とに決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、先般配付しました会期日程案のとおりです
ので、ご了承願います。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（小林 豊） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告について（玉城町一般会計）、報告第3号
繰越明許費繰越計算書の報告について（玉城町山村振興事業会計）、報告第4号 予算
繰越計算書の報告について（玉城町下水道事業会計）、報告第5号 度会土地開発公社
の経営状況について、報告第6号 例月出納検査の結果報告書について（令和7年2月
分ないし令和7年4月分）、以上の提出がありましたので、その写しを配付しました。

これで、諸般の報告は終わります。

◎日程第4 議案第34号

○議長（小林 豊） それでは、議事に入ります。

日程第4、議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部改正について）を議題にします。

町長に提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

このたび、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が3月31日に公布され、4月1日から施行されました。

これにより、直ちに町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕のないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたものでございます。

なお、詳細は、税務住民課長から説明をさせます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 税務住民課 梅前課長。

○税務住民課長（梅前 宏文） それでは、議案第34号の専決処分をいたしました町税条例の一部改正について、補足の説明を申し上げます。

条例改正議案資料の新旧対照表に基づき、説明をさせていただきます。

新旧対照表の1ページをよろしくお願いをいたします。

まず、第36条の2、町民税に係る部分、そして、同じページの中段、第63条の2、こちらは固定資産税に係る部分になります。こちら、いずれも、マイナンバーカードの番号法の改正の条項が追加されたことによる繰下げになっております。

続いて、2ページの第82条をよろしくお願いをいたします。

こちらは、軽自動車税の関係になりまして、原動機付自転車、いわゆる原付バイクの制度改正によりまして、車両区分の見直しがされたものになります。

続いて、3ページの89条をよろしくお願いをいたします。

こちらも番号法の改正によるものとなっております。

同じく、下段の139条の3、特別土地保有税の関係と、次のページの149条、入湯税についても同じく番号法の改正によるものとなっております。

以上が主な改正点でございます。上位法の改正によりましての一部改正でございます。ご理解をいただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

本案について会議規則第39条3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(小林 豊) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。
これから本案に対する質疑、討論、採決を行います。
まず、本案についての質疑を行います。発言を許します。
よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(小林 豊) 質疑なしと認めます。
以上で、本案に対する質疑を終了します。
これから討論を行います。
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(小林 豊) 討論はありませんので省略します。
これで討論を終わります。
これから議案第34号を採決します。
本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。
(全 員 挙 手)

○議長(小林 豊) 挙手全員です。
したがって、議案第34号 専決処分の承認を求めることについて(町税条例の一部改正について)は、原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第5 議案第35号

○議長(小林 豊) 日程第5、議案第35号 物品購入契約の締結について(リサイクルステーション購入)を議題とします。
町長に提案理由の説明を求めます。
辻村町長。

○町長(辻村 修一) 議案第35号 物品購入契約の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の物品購入契約は、ごみ減量化促進対策事業を実施する備品を更新するため、リサイクルステーションを購入するものであり、去る5月26日、指名競争入札による入札会を実施した結果、消費税及び地方消費税を含む購入代金654万6,320円で、有限会社飯島金物店と契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては、税務住民課生活環境室長から説明をさせます。よろしく

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 税務住民課生活環境室 松田室長。

○税務住民課生活環境室長（松田 臣二） 議案第35号 物品購入契約の締結について、補足説明を申し上げます。

お手元に配付いたしました資料に基づき、説明をいたします。

1. 件名 令和7年度第13号リサイクルステーション購入でございます。
2. 納入場所は玉城町地内。
3. 納入期限を令和8年3月19日としております。
4. 入札日は令和7年5月26日で、4社による指名競争入札を実施しました。
5. 落札業者は度会郡玉城町田丸371番地2、有限会社飯島金物店。
6. 契約金額は654万6,320円、消費税額は59万5,120円でございます。
7. 設計金額は953万5,350円、消費税額は86万6,850円でございます。
8. 予定価格は953万4,800円、消費税額は86万6,800円でございます。
9. 財産の概要はリサイクルステーション、数量20基でございます。
10. 入札結果につきましては、資料に記載のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

本案について会議規則第39条3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

これから本案に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑を行います。質疑の申出はありませんか。

1番 坂本稔記議員。

○1番（坂本 稔記） 議案第35号 物品購入契約の締結について、2点伺います。

まず、1点目ですが、このリサイクルステーションの購入について、3月定例会の予算委員会的时候にも質問させていただいています。そのときは、鉄くずとしての現金化についても、私から触れさせていただいているんですけども、当初予算では約960万円と計上されていて、今回の入札結果では約650万円と300万円以上の大幅な経費が削減されています。この大幅な経費削減が可能となった理由についてお答えください。

○議長（小林 豊） 松田室長。

○税務住民課生活環境室長（松田 臣二） 今回、対象となる既設のリサイクルステーション20基につきましては、落札事業者において解体のほうを行っていただきまして、処分につきましては売却できるものは売却していただく、その売却価格は費用からも差

し引くよう仕様書のほうに記載をしております。でありますので、撤去費用、設置費用に含めた価格となっております。

○議長（小林 豊） 1番 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） 承知しました。

今後も可能な限りの工夫をしていただいて、引き続き経費の削減に努めていただければと思います。

次に、2点目としてなんですが、リサイクルステーションの更新の優先順位について、ちょっと教えてください。町内には約140のリサイクルステーションが設置されているというふうに認識しておりますが、今回はそのうちの20個、20か所ということになります。この更新の優先順位はどのような基準で判断されているのでしょうか。例えば、地元からの要望であったりとか、設置からの年数であったりとか、その基準について教えてください。

○議長（小林 豊） 松田室長。

○税務住民課生活環境室長（松田 臣二） 今回のリサイクルステーション20基の選定につきましては、老朽化に伴います雨漏り等による屋根の破損であるとか、床が壊れていたりとか、そういった状況であるとか、扉の開閉不良等による不具合の生じているものについて、担当者と資源ごみの収集運搬事業者との打合せにより決定したものでございます。

○議長（小林 豊） ほかにありませんか。

10番 中西友子議員。

○10番（中西 友子） 先ほど、坂本議員のご質問にもあったところなんですが、予定価格が953万4,800円となっており、そのときの答弁が解体費用とかを差引いて、売れるものは売って、差引きゼロということなんですが、予定価格がその9,000万からつけているのに、その売った差額まで計算して、最低価格を入札の決定とするのは、ちょっと腑に落ちないのですが、普通は、その900万に近い3番の会社が落札というふうになるのではないのかと思いますが、いかがですか。

○議長（小林 豊） 松田室長。

○税務住民課生活環境室長（松田 臣二） 仕様書のほうに、その売却のほうの費用というのものをせて記載をしておりますので、その売却、いわゆる鉄くずとか、そういったものは、売れるものはその中で落札業者のほうで売っていただいて、それを差し引いたもので入札をしていただいているというようなことになっております。

○議長（小林 豊） よろしいですか。

中西議員、先ほど1回目、9,000万で言うたもんで、900万に何某を。

○10番（中西 友子） 発言してよろしいですか。

○議長（小林 豊） 中西議員。

○10番（中西 友子） すみません。最初のほうで発言が9,000万と申し上げて、自分で

ちょっと自覚がなかったんですが、申し訳ありませんでした。953万4,800円のほうに訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

○議長（小林 豊） ほか、ございませんか。
よろしいですか。

（「な し」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 以上で、本案に対する質疑を終了します。
続いて討論を行います。討論の申出はございませんか。

（「な し」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 討論の申出はありませんので省略いたします。
これから議案第35号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（小林 豊） 挙手全員です。
したがって、議案第35号 物品購入契約の締結について（リサイクルステーション購入）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第36号

○議長（小林 豊） 次に、日程第6、議案第36号 物品購入契約の締結について（玉城町立小中学校学習用タブレット端末等購入）を議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 議案第36号 物品購入契約の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の物品購入契約は、文部科学省のGIGAスクール構想に基づき、国の公立学校情報機器整備事業費補助金を活用して、児童生徒用のタブレット端末を更新するものであり、三重県GIGAスクール構想推進協議会による共同調達により、消費税及び地方消費税を含む購入代金7,708万4,700円で、株式会社松阪電子計算センターと契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

なお、詳細は、教育委員会事務局長から説明をさせます。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） すみません、先ほどの私の口述の中で「玉城町立小中学校学習用」は、正しくは「学習者用タブレット端末等の購入」でございますので、訂正したいと思います。

教育委員会事務局 山下参事。

○教育事務局長（山下 健一） 議案第36号 物品購入契約の締結について、補足説明を申し上げます。

既にご覧いただいておりますが、資料に基づき、説明をいたします。

1. 件名は令和7年度第17号三重県公立小中学校等における学習者用端末共同調達に係る玉城町立小中学校GIGAスクール関係タブレット端末等購入としています。

三重県GIGAスクール構想推進協議会による企画提案コンペで決定いたしました業者及び単価にての随意契約となります。

2. 納入場所は玉城町地内。

3. 納入期限は令和8年2月28日としております。

4. 選定日は三重県による公募型企画提案コンペ方式で、令和7年3月5日に決定しております。

5. 契約業者につきましては、三重県松阪市石津町字地蔵裏353番地1、株式会社松阪電子計算センターでございます。

6. 契約金額は、消費税等を含め、7,708万4,700円となりました。

7. 予定価格につきましては、三重県と同様の単価で設定しております。8,200万5,000円としております。

8. 財産概要としまして、令和2年度に1,470台を購入いたしました町立小中学校における児童生徒用の情報用端末の更新、1,491台となります。

以上、簡単ではありますが、補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小林 豊） 提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

本案についても会議規則第39条3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

これから本案に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑を行います。質疑の申出はありますか。

7番 井上容子議員。

○7番（井上 容子） それでは、議案第36号 物品購入契約の締結について質問させていただきます。

5点質問させていただきます。

まず、1つ目に、学習者用端末とありますが、教員用、学習支援員用の端末は契約金額と令和7年度予算の誤差で購入するということでしょうか。それとも改めて来年度購入するのでしょうか。

2つ目、当初予算の学校管理費、備品購入費の金額は、予定価格1台当たり5万

5,000円で計算したものより若干多いように思います。町単独のオプションをつけるなどの予定だったのであれば、今回の議案にのせなくてよい内容なのでしょうか。それとも当初予算の備品購入費はタブレット以外の内容も含まれていたのでしょうか。

3つ目に、納入期限が令和8年2月28日とあります。今日中に採決を取って、すぐ動かれるようですが、早く納入された場合は、その時点で新しい端末を利用するのでしょうか。新年度に一斉に交換するのでしょうか。

4つ目に、予算審議のときは、購入ということで特に疑問に思わなかったんですけども、県では学習者用端末賃貸借に係る企画提案コンペもあったようです。賃貸借を選択しなかった理由をお教えてください。

最後に、台数の内訳の小学校854台、中学校443台の計算根拠とといいますか、いつの時点での人数なのでしょうか。また、令和2年の小中学校のタブレット購入台数が1,470台と先ほどご説明ありましたが、今回の台数がさらに多くなっているかと思えます。県が指定された予備機の台数15%上限ぎりぎりを上乗せして購入する理由、例えば、今までのタブレットの故障などによるトラブルの割合が1割、2割あったのかなど、転入の人数を多めに見積もっておられるかなど、理由をお教えてください。

以上です。

○議長（小林 豊） 教育委員会事務局 山下参事。

○教育事務局長（山下 健一） たくさんの質疑でしたので、ちょっと漏らす可能性もありますが、申し訳ございません。

一番最初は、学校の先生の分はどうするんだということでございますが、こちらにつきましては、前回から予備機を充てております。ということでございますので、よろしくをお願いします。

そして、当初5万5,000円というお話でしたが、国の補助基準が5万5,000円台であれば補助しますという通知になっておりますので、当初予算5万5,000円で見ていると思います。その後、三重県の推進協議会のほうでコンペをした結果が、現在1台当たり、この契約でいきますと5万1,700円となっています。

納期が2月28日で、それよりも早く納品された場合は、新年度になっても替えていくのかということですが、途中で機械が替わると、子供たちも混乱するといけませんので、新年度に交換をしていきたいと考えています。

それから、生徒の数の内訳でございますが、8年度予定をしております入学、それから進級を予定しております、いつの時点だと言われると、今年の4月にはじいた数字でございます。ですので、動く可能性は当然ございますので、ご了承ください。その部分の数を含めた予備機でもあるということでございます。そしてまた、予備機につきましては、文部科学省のほうも15%まで買っていいよというのを出しているのは、そういった生徒の動きもありますし、当然故障が非常に多い。そして故障というか、落として割ったとかいうのがすごく多いので、どこの自治体でもそうなんです、最大15%を購

入しておる。予備機についてはそういうことになっています。

5年前もリースということは考えていなくて、買取りでしたので、今回も買取りということでさせていただきました。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） それでは、今のご答弁のことについて再度質問させていただきます。よろしいですか。

○議長（小林 豊） 議案に対する質問ですので、締結に関する事に絞っていただきたいと思います。

○7番（井上 容子） 1つ目の前回から先生方には予備機を充てているということだったんですけれども、それは今回の契約で問題ないのかということが1つ目の件です。

あと、2つ目の5万5,000円で計算したということだったんですけれども、5万5,000円で計算して3万1,000円多かったんですね。3万1,000円分は何のお金だったのかということが2点目と、あと2点目引き続き、いなべ市さんとかそれまで利用していたオプション機器の提案など受けておられたんですけれども、玉城町ではオプション、例えば、校外学習で持ち出す際のケースとかの検討はされてなかったのでしょうか。その3万1,000円で、私、特別支援がいる子のオプションを買うのかなと思ったんですけれども、そうではないということでしょうか。

以上でございます。お願いします。

○議長（小林 豊） 井上議員。

やっぱり先ほども言いましたけれども、この締結に対する質疑なんやで、何かちょっとこれ以外のこととか、個人的な興味とか疑問を持って言うところがあるんと違うのかなと思いますが、あくまでも今回の随意契約について絞ってほしいと思うんやけれども、答弁できますか。

暫時休憩します。

(午前9時36分 休憩)

(午前9時40分 再開)

○議長（小林 豊） 再開します。

ほか、質疑ございませんか。

(発言する者なし)

○議長（小林 豊） 以上で、本案に対する質疑を終了します。

続いて討論を行います。討論の申出はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（小林 豊） 討論の申出はありませんので、省略します。

これから議案第36号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長（小林 豊） 挙手全員です。

したがって、議案第36号 物品購入契約の締結について（玉城町立小中学校学習者用タブレット端末等購入）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第37号から日程第11 議案第41号

○議長（小林 豊） 次に、日程第7、議案第37号 玉城町印鑑条例の一部改正についてないし日程第11、議案第41号 玉城町国民健康保険条例の一部改正についてを一括議題にします。

町長に提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 議案第37号 玉城町印鑑条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、マイナンバーカードの利用促進と併せて、近隣市町と整合を取れるよう所要の整備を行うものです。

なお、詳細は、税務住民課長から説明をさせます。

次に、議案第38号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、選挙長等の報酬額の基準が見直されたため、所要の改正を行うものであります。

なお、補足説明は省略をいたします。

次に、議案第39号 玉城町手数料徴収条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、国が実施する自治体情報システムの標準化に対応するため、所要の整備を行うものです。

なお、詳細は、税務住民課長から説明をさせます。

次に、議案第40号 玉城町福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、保険医療機関における福祉医療費受給資格証の提示に係る取扱いについて、マイナンバーカードを受給資格証として利用するための情報連携システムの先行実施に伴い、条文の整理を行うものであります。

なお、詳細は、保健福祉課長から説明をさせます。

次に、議案第41号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、三重県が定める国民健康保険運営方針に基づき、保険料水準の統一に向け、保険料の算定方法を3方式に完全移行するため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細は、保健福祉課長から説明をさせます。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 税務住民課 梅前課長。

○税務住民課長（梅前 宏文） それでは、議案第37号 玉城町印鑑条例の一部改正について、補足の説明を申し上げます。

議案補足資料の条例改正新旧対照表 7 ページをお願いをいたします。システムのほうでは 8 ページになります。

下段の第 8 条をご覧ください。

現在、印鑑証明の登録を行いますと、印鑑登録証が交付されることになっておりますが、こちらはマイナンバーカードで代用できますよう交付することができると変更するものであります。また、これによりまして、登録番号が登録証ありの番号、なしの番号と 2 つの番号を管理しなければならないことから、第 3 項のほうは削除をさせていただきます。

その他、第 2 条のただし書以降と第 5 条については、現状に即しておらず、また、こちらのほう、近隣市町の条例のほうにも掲載されておらないことから、こちらのと整合を図るべく、削除をさせていただきたいと思います。

以上が議案第 38 号の改正点となります。

続いて、議案第 39 号 玉城町手数料徴収条例の改正について、補足説明を申し上げます。

こちら、条例改正新旧対照表に基づいて、ご説明を申し上げます。

資料の 9 ページをお願いをいたします。システムでは 8 ページになります。

第 2 条をご覧ください。

今回の手数料徴収条例の改正は、国の自治体情報システムの標準化によりまして、土地及び家屋の証明の記載がこれまでの 7 件の表示から 5 件の表示に様式が変更されるものでございます。

なお、こちらのシステムのほうの施行が 7 月 22 日となることから、この条例の施行のほうも 22 日に直させていただきました。

以上が改正点でございます。

よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 保健福祉課 見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊） 所管いたします 2 議案につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、議案第 40 号 玉城町福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について。

今回の改正は、保険医療機関における福祉医療費受給資格証の提示に係る取扱いについて、町民の利便性を考慮し、マイナンバーカードを受給資格証として利用するための情報連携システム、これを PMH という略称で呼んでおりますが、こちらの先行実施に

に伴い、条文の整理を行うものであります。

PMHとは、国のデジタル庁が推進しているマイナンバーカードを活用したデジタル化の取組の一つで、予防接種、母子保健、公費負担医療や単独の医療費助成などに係る情報を自治体や医療機関、対象者間で連携するシステムのことを言います。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

第7条第1項では、保険医療機関において、通常、福祉医療受給資格証を窓口で提示しなければならないと規定しておりますが、その例外として、同項第1号では後期高齢者医療の給付を受けている者、第2号ではマイナンバーカード及びオンライン資格確認端末を用いて保険医療機関等が受給資格情報を取得及び閲覧することができる場合は、受給資格証を提示しなくてよいことを規定しています。

また、附則において、施行期日を令和7年7月1日からとしています。マイナンバーカードをお持ちでない方もございますので、施行期日後も対象者に対して受給資格証の発行は続けていく考えであります。

続きまして、議案第41号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について。

今回の改正は、三重県が定める国民健康保険運営方針に基づき、保険料水準の統一に向け、保険料算定方法を3方式に完全移行するため、所要の改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表の1ページをご覧ください。

第12条では、基礎賦課額から固定資産税額に係る資産割額を削除しています。

第14条では、第12条に関連して、基礎賦課額の資産割額の算定項目を削除しています。

第15条第1項第1号では、医療給付費分の保険料算定方法を3方式にすることに伴い、所得割の割合を100分の45から100分の50に改めています。

第2号では、医療給付費分の基礎賦課額の保険料率から資産割を削除し、第3号、第4号を1号ずつ繰り上げています。

1ページから3ページにかけまして、第15条の6の3、後期高齢者支援金等賦課額及び第15条の8、介護納付金賦課額につきましても、同様の改正を行っています。

なお、被保険者均等割、100分の35及び世帯別平等割、100分の15の割合並びに基礎賦課総額に占める応能応益の割合50対50につきましても、変更いたしておりません。

また、附則において、施行期日を公布の日からとしています。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 以上で提案理由の説明は終わりました。

◎日程第12 議案第42号

○議長（小林 豊） 次に、日程第12、議案第42号 指名競争及び随意契約に関する条例の廃止についてを議題にします。

町長に提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 議案第42号 指名競争及び随意契約に関する条例の廃止について、提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法施行令第173条の6において、普通地方公共団体の財務に関し必要な事項は、当該普通地方公共団体の規則で定めることが規定されており、条例を定めておく必要がないため廃止しようとするものであります。

なお、詳細は、総務防災課長から説明をさせます。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 総務防災課 内山課長。

○総務防災課長（内山 治久） それでは、議案第42号 指名競争及び随意契約に関する条例の廃止について、補足説明を申し上げます。

条例改正議案11ページ及び12ページをお願いいたします。

地方公共団体が行う契約方法である指名競争入札及び随意契約は、地方自治法施行令の規定に基づき、各地方公共団体で行われておりますが、同施行令第173条の6の規定におきまして、この政令及びこの政令に基づく総務省令に規定するものを除くほか、普通地方公共団体の財務に関し必要な事項は、当該地方公共団体の規則で定めるとされており、規則への委任が認められております。このため、各地方公共団体は、入札契約に関して必要な手続を会計規則、財務規則、契約規則といった規則で必要な基準等を定めており、玉城町におきましても、会計規則や要綱等で様々な規範を定めております。これらのことから、条例を定めておく必要がないため廃止しようとするものであります。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小林 豊） 以上で提案理由の説明は終わりました。

提案説明の途中ですが、ここで10分ほど休憩したいと思います。

再開は10時10分をお願いしたいと思います。

（午前9時57分 休憩）

（午前10時10分 再開）

○議長（小林 豊） 再開します。

休憩前に引き続き提案理由を続けますが、若干訂正がございますので、しばらくお聞き願いたいと思います。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 開会の挨拶の中で、令和7年第7回と私、申し上げて、誤りでございます。令和7年第3回に訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。よろしくお願い致します。

○議長（小林 豊） 内山課長。

○総務防災課長（内山 治久） 本日お配りした資料の中に誤りがございました。

諸般の報告第3号なのですが、繰越明許費繰越計算書の報告について（玉城町山村振興事業会計）となっておりますが、特別会計の特別が抜けておりましたので、訂正させていただきます。また、資料につきましては、改めて訂正したものを上げさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小林 豊） ということですので、特別会計、特別が抜けてましたんで、私のほうの口述も特別を入れさせてもらうということで、訂正願いたいと思います。

それでは、引き続き提案理由の説明をお願いしたいと思います。

◎日程第13 議案第43号及び日程第14 議案第44号

○議長（小林 豊） 次に、日程第13、議案第43号 令和7年度玉城町一般会計補正予算（第1号）及び日程第14、議案第44号 令和7年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を一括議題にします。

町長に提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 議案第43号 令和7年度玉城町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ7,239万4,000円を追加し、予算総額77億6,339万4,000円とするものです。

主なものといたしましては、歳入では、国庫・県支出金においては、事業費の内示等により増額を計上、繰入金では、活性化対策事業基金、文化財等管理基金からの繰入額を計上しています。

また、前年度繰越金2,500万円を追加し、町債では、レジリエンス推進事業に関連する公共施設等適正管理推進事業債を1,290万円増額計上しています。

歳出では、総務費において、自治体情報システムの標準化に伴う管理運営経費の増額、商工費では、物価高騰対策として、「たまネー」を活用した物価高騰対策キャンペーン事業負担金2,000万円を新規計上しております。

土木費では、地籍調査業務委託料を増額するほか、地籍調査事務支援システム再設定委託料を新規計上し、教育費において、各施設の修繕料の増額のほか、小林邸に関連する経費として、管理関係、土地購入費などを新規計上しております。

なお、詳細は、副町長から説明をさせます。

次に、議案第44号 令和7年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算からそれぞれ236万9,000円を減額し、予算総額を15億6,883万1,000円とするものであります。

本年度の課税所得の確定に伴い、保険料の本算定を行ったものでありますが、三重県が定める国民健康保険運営方針に基づく、保険料水準の統一に向けた標準保険料率にあ

わせ、保険料の引上げをお願いするものであります。

引き続き積極的に健康づくりに取り組み、被保険者の健康保持、また国保財政の安定化を目指し、医療費の適正化に努めてまいりたいと存じます。

なお、詳細は、保健福祉課長から説明をさせます。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 田間副町長。

○副町長（田間 宏紀） 議案第43号 令和7年度玉城町一般会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

予算書1ページをお願いをいたします。

第1条において、歳入歳出それぞれ7,239万4,000円の追加、予算総額を77億6,339万4,000円とするものでございます。

第2条の地方債の補正につきましては、第2表にて、3ページからの第1表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきます。

それでは、5ページをお願いをいたします。

第2表地方債補正、1、変更、6、公共施設等適正管理推進事業債は、レジリエンス推進事業における田丸保育所の屋上防水工事関係事業費分に充当するもので1,290万円を増額し、2,960万円に限度額変更を行うものであります。

次に、事項別明細書でございますが、説明の便宜上、歳出からの説明といたしたいと思います。

11ページのほうお願いします。システムにおきましては16になろうかと思います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料及び18節負担金補助及び交付金は、今年度4年に一度の入札参加資格受付・審査共同化作業に係る新規更新を行う年でございまして、その費用をそれぞれ追加計上をいたしたところであります。

5目財産管理費では、令和3年3月に策定いたしました公共施設個別施設計画の見直し及び年次計画策定に係る委託料288万2,000円、レジリエンス推進事業に係る工事監督支援業務委託料300万円を新規に計上をいたしております。

1目に戻り、一般管理費、13節の住民情報システムハード使用料、8目地域情報化推進費の各費目、その他後段で出てくる科目におきましては、自治体情報システムのガバメントクラウド標準化に伴い、当初予算計上時に間に合わず、6月補正にて計上予定としておりました標準化に伴います関係経費、標準化に連動する各種システムの改修、使用料等々について計上するものでございます。

主に同目12節にて、標準システムインフラ環境委託料192万5,000円などを増額計上、セキュリティシステム機器保守委託料52万8,000円につきましては、地域イントラネット設備保守業務委託料から組替え、13節で、ガバメントクラウド関連サービス使用料326万6,000円、標準システムインフラ環境使用料154万7,000円の増額のほか、地域イントラ関連機器使用料664万円を増額、18節中間サーバー・プラットフォーム機器更改事

務負担金は、特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務経費として、412万9,000円を新規に計上、これは国費にて対応するものであります。

9目諸費、18節区集会所建築事業補助金は、久保区集会所改修に伴い150万円を新規に計上をいたしております。

次ページ、同款2項2目賦課徴収費では、先に述べました、情報システム標準化に伴い、13節において、住民税システム使用料等、合わせて239万2,000円を増額計上。

同款3項1目戸籍住民基本台帳費においても、同様に、標準化に伴い、12節委託料で21万6,000円を増額、13節使用料及び賃借料において、コンビニ交付借上使用料228万6,000円のほか、合わせて363万3,000円を増額するものであります。

13ページをお願いします。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童福祉施設費では、子供たちを応援する事業に企業版ふるさと応援寄附金100万円をいただきましたので、各保育所の玉城産米米飯提供関係経費に充当。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費の財源変更は、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金が、普通交付税措置に変更されたことからの特定財源の減額。

7款1項商工費、2目商工振興費、18節物価高騰対策キャンペーン事業負担金は、長引く物価高騰対策のため、活性化対策事業基金を充当し、玉城町地域通貨「たまネー」を活用した、ポイント還元キャンペーンを実施するため、新規に2,000万円を計上。

また先日、国においても一般会計予備費を使用した物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が措置されましたので、これを有効活用する計画でございます。

8款土木費、4項1目都市計画総務費、12節地籍調査業務委託料は、県補助金の内示により事業費を増額計上、また、併せて地籍調査事務支援システム再設定委託料169万4,000円を新規に計上し、対応するものでございます。

次ページ、同目18節公園事業補助金は、岡出区の新規要望等により増額計上をいたしております。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、10節は村山龍平翁記念館内の多目的トイレなどの修繕料の計上、13節では、標準化に伴い教育システム使用料の増額、また、AED借上料につきましては、更新に伴い購入からレンタル方式に変更、18節防火管理者講習負担金は人事異動に伴う計上でございます。

同款2項小学校費、1目学校管理費、10節修繕料は、各小学校への緊急通報装置の増設のほか、有田小学校給食室内換気扇修繕に係る費用を増額計上。

15ページ、3項中学校費、1目学校管理費、10節修繕料につきましても、小学校同様に、緊急通報装置の増設経費を計上をいたしております。

同款4項社会教育費、1目社会教育総務費、18節社会教育主事講習負担金は、今年度三重県において講習会が開催されることから、職員2名分の受講費用として新規計上、3目文化財費では、基金を活用し小林政太郎翁の邸宅等に関連する経費として、12節登

記委託料の新規計上、教育関連施設等管理委託料の増額計上のほか、小林邸に隣接する家屋に係る14節解体工事請負費240万円及び16節土地購入費を新規に計上するものであります。

次に歳入の説明をいたしますので、9ページにお戻りいただきますようお願いをいたします。タブレットにつきましては13ページになります。

16款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金、1節社会保障・税番号制度事業等国庫補助金は、中間サーバー・プラットフォーム機器更改事務経費にかかる補助。

17款1項4目土木費県負担金は地籍調査の内示に伴う増額。

19款1項3目ふるさと応援寄附金では、企業版ふるさと応援寄附金の増額。

20款繰入金、1項基金繰入金、4目活性化対策事業基金繰入金2,000万円は、商工振興経費に充当、14目文化財等管理基金繰入金は、小林邸に係る事業経費に充当。

10ページ、21款繰越金につきましては、2,500万円を増額し、5,500万円の計上。

次ページ、22款諸収入、5項1目雑入の4節新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金は、普通交付税措置が講じられることと決定したため減額。

23款町債は、第2表地方債補正で説明申し上げたとおりでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小林 豊） 保健福祉課 見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊） 所管いたします議案第44号 令和7年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、主に本年度の課税所得の確定に伴い、保険料の本算定を行ったものであります。

予算書の7ページを、歳入でございますが、こちらをご覧ください。

1款国民健康保険料の現年度分では、前年に引き続き国保会計の財政状況を鑑み、県統一化に向けた標準保険料率に併せ、保険料の引上げを行うものであります。算定の結果、当初予算より3,204万4,000円減としております。これにより、一人当たりの平均保険料は年額11万7,602円、平均引上額は年額1万9,590円の増、率に換算しますと平均119.99%、また一世帯当たりの平均保険料は年額18万632円で、平均引上額は年額2万4,108円の増、率に換算すると平均115.40%の増となります。

次に、3款県支出金は、歳出の一般被保険者療養費の増を見込み、普通交付金を増額しています。

6款繰越金は、前年度決算を見込み、2,757万7,000円を増額し、補正後の予算額を2,857万7,000円としています。

次に、予算書8ページ、歳出をお願いします。

2款保険給付費は、一般被保険者療養費について、国保と社会保険等での療養費の保険者間調整の見込みから、209万8,000円を増額しています。

4款保険事業費は、医療費通知作成に係る経費の組替えを行い、8款予備費は、446万7,000円を減額補正し、予算調整を行いました。

9ページ以降に保険料予算額の算定に係る附表を添付しておりますので、後刻ご高覧ください。

なお、今回の補正予算について、国民健康保険運営協議会の承認をいただいておりますことを申し添えいたします。

以上、簡単ではございますが、補足説明といたします。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これで本日の日程は全て終了しました。

明日、6月12日は午前9時から本会議を開き、町政一般に関する質問を行いますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

（午前10時30分 散会）